

金融リスク管理高度化アドバイザー・各種調査業務

(公告/公示日：2020年9月15日/調達管理番号：20a00574)の質問に関し、以下の通り回答いたします。

通番	該当頁	項目	質問	回答
1	p. 17	4(2)高度化助言	(2-1)-(2-8)について、幅広い分野での業務と理解をしております。適切な人材を配置を検討したく、各分野の想定作業割合について、なにか基準がございましたらご教示いただけますでしょうか。	ご参考まで、類似業務での実績（助言件数）を記載致します。 ●助言件数（割合）： （2019年度）市場リスク10件、信用リスク6件、市場性信用リスク7件、統合的リスク6件、その他1件
2	P4 P30	第1 入札手続 5. 競争参加資格 （3）共同企業体、再委託 について 第5 契約書（案） 第3条（再委託又は下請負の 禁止）	グループ会社の●●では、A法人が契約主体となり業務を実施予定ですが、一部のクオンツやリスク分析等の専門領域について、B社へ再委託することを検討しております。A社及びB社は、リーガルエンティティは異なるものの、ともに日本における●●グループのメンバーであり、情報、品質、業務の運営等の管理は、A社の責任のもと、一体して実施し、既に他の官公庁においても再委託により業務を行っています。また、技術提案書には、A社、B社の担当者の氏名や略歴等を明記し、各担当者の責任や、必要なスキル・経験を保有していること等を明確に致します。このような条件の下での再委託は可能でしょうか？	「入札説明書 第1入札手続 5. 競争参加資格（3）共同企業体、再委託について」および「入札説明書 第2業務仕様書 5. 受注者等の条件」について以下に修正致します。 （修正前）a)再委託は原則禁止です。／（2）再委託：否 （修正後） a)再委託は原則禁止となりますが、一部業務の再委託を希望する場合は、競争参加申請時において、再委託先についても、5. 競争参加資格（5）競争参加資格の確認に記載の書類を提出いただくようお願いいたします。 b)再委託の対象とする業務は、本件業務全体に大きな影響を及ぼさない補助的な業務に限ります。但し、同一グループ企業内の別法人に一部業務の再委託を行う場合、補助的業務に限らず一部の主要業務（総括業務を除く）の再委託を可能とします。ただしその場合は再委託先の業務従事者を評価対象者にします。 c)当機構が、再委託された業務について再委託先と直接契約を締結することや再委託先からの請求の受理あるいは再委託先へ直接の支払いを行うことはありません。 d)なお、契約締結後でも、発注者から承諾を得た場合には再委託は可能です。 【定義】 〈共同企業体〉：複数の社が、それぞれの社の特徴を相互に補完し、構成員相互の信頼と協調を元に連帯責任をもって業務を実施する場合に構成する企業体。 〈再委託〉：受注者が委託を受けた業務の全部又は一部を自ら行わず、第三者に外注してその実施を委ねることをいいます。なお、受注者が委託を受けた業務の実施に必要な物品、役務、資機材等を買入れ又は借入れたうえで、受注者の管理下で業務を実施することは、再委託に該当しません。
3	P. 18	(2-2) リスターガバナンス 高度化 ⑥デリバティブ評価を含む 当機構で用いているシステム のロジック検証	貢機構が行う検証を専門的知見から助言や作業等によって支援するものであり、第三者としての検証結果の報告を貴機構宛に行うものではないという理解で良いか	ご理解のとおりです。
4	P. 19	(2-7) 新手法	過去に類似の新手法の検討の実績があれば、理解のために、 (1) どのような新手法に関し、(2) どのように対処方針を検討したか（リスク指標の開発、システム導入等）、の事例を、差支えない範囲でお示しいただけないでしょうか。	劣後融資の導入に際し、劣後融資債権（弁債権の劣後性）に対して、どのような格付、資産分類、貸倒引当金が一般的といえるのか、参考となるポイントや留意点について他機関の事例や金融当局のFAQ等を踏まえた助言を得た事例がございます。